

一宮市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

一宮市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成31年2月22日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

「いちのみや生涯学習推進計画」の終了に伴う事務分掌の変更、及び規則整備のため、本案を提出します。

(案)

一宮市教委規則第2号

一宮市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

一宮市教育委員会事務局処務規則(平成17年一宮市教委規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号を削り、第12号を第9号とし、第13号から第25号までを3号ずつ繰り上げる。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

一宮市教育委員会事務局処務規則(平成17年一宮市教委規則第8号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(生涯学習課の事務分掌)</p> <p>第5条 生涯学習課は、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 生涯学習の総合企画及び連絡調整に関すること。</p> <p><u>(2) 生涯学習推進計画の推進に関すること。</u></p> <p><u>(3) 生涯学習推進会議に関すること。</u></p> <p><u>(4) 生涯学習の振興に関すること。</u></p> <p><u>(5) 社会教育委員に関すること。</u></p> <p><u>(6) 講座、講演会その他の催しに関すること。</u></p> <p><u>(7) 社会教育関係団体に関すること。</u></p> <p><u>(8) 社会教育の振興に関すること。</u></p> <p><u>(9) 女性教育のための各種の学級及び講座に関すること。</u></p> <p><u>(10) 女性団体の育成指導に関すること。</u></p> <p><u>(11) 女性教育の振興に関すること。</u></p> <p><u>(12) 女性活動の促進に関すること。</u></p> <p><u>(13) 音楽、演劇、美術その他の芸術の発表会等の開催並びにその指導及び奨励に関すること。</u></p> <p><u>(14) ユネスコ活動に関すること。</u></p> <p><u>(15) 文化団体に関すること。</u></p> <p><u>(16) 文化振興に関すること。</u></p> <p><u>(17) 生涯学習課の庶務に関すること。</u></p> <p><u>(18) 公民館運営審議会に関すること。</u></p> <p><u>(19) 公民館事業に関すること。</u></p> <p><u>(20) 公民館施設に関すること。</u></p> <p><u>(21) 公民館振興に関すること。</u></p> <p><u>(22) 国際交流に関すること。</u></p> <p><u>(23) 渉外に関すること。</u></p> <p><u>(24) 国際化推進に関すること。</u></p> <p><u>(25) 生涯学習センターに関すること。</u></p>	<p>(生涯学習課の事務分掌)</p> <p>第5条 生涯学習課は、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 生涯学習の総合企画及び連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 生涯学習推進会議に関すること。</p> <p>(3) 生涯学習の振興に関すること。</p> <p>(4) 社会教育委員に関すること。</p> <p>(5) 講座、講演会その他の催しに関すること。</p> <p>(6) 社会教育関係団体に関すること。</p> <p>(7) 社会教育の振興に関すること。</p> <p>(8) 女性団体の育成指導に関すること。</p> <p>(9) 女性活動の促進に関すること。</p> <p><u>(10) 音楽、演劇、美術その他の芸術の発表会等の開催並びにその指導及び奨励に関すること。</u></p> <p><u>(11) ユネスコ活動に関すること。</u></p> <p><u>(12) 文化団体に関すること。</u></p> <p><u>(13) 文化振興に関すること。</u></p> <p><u>(14) 生涯学習課の庶務に関すること。</u></p> <p><u>(15) 公民館運営審議会に関すること。</u></p> <p><u>(16) 公民館事業に関すること。</u></p> <p><u>(17) 公民館施設に関すること。</u></p> <p><u>(18) 公民館振興に関すること。</u></p> <p><u>(19) 国際交流に関すること。</u></p> <p><u>(20) 渉外に関すること。</u></p> <p><u>(21) 国際化推進に関すること。</u></p> <p><u>(22) 生涯学習センターに関すること。</u></p>

一宮市立小中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の
援助に関する規則の廃止について

一宮市立小中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する規則を廃止する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成31年2月22日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

規則を廃止して要綱を制定するため、本案を提出します。

一宮市教委規則第3号

一宮市立小中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する規則を廃止する規則

一宮市立小中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する規則(平成6年一宮市教委規則第1号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに申請された就学援助については、なお従前の例による。

○一宮市立小中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学が困難である児童若しくは生徒（以下「児童等」という。）又は就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）の保護者に対し必要な援助を与えることにより、義務教育の円滑な実施に資するため、一宮市が行う援助（以下「就学援助」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 要保護者

(対象者)

第2条 一宮市立の小学校若しくは中学校に在学する児童等又は一宮市立の小学校若しくは中学校に就学する予定の就学予定者の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の規定による要保護者（以下「要保護者」という。）は、就学援助の対象とする。

(就学援助費の費目及び支給対象)

第3条 要保護者に対し支給する就学援助費は、別表第1の左欄に掲げる費目に応じ、同表の中欄に定める額を支給対象とする。

2 生活保護法第13条の規定による教育扶助受給者には同表第1号から第3号まで及び第7号から第10号までに掲げる費目について、同法第12条の規定による生活扶助受給者には同表第5号に掲げる費目については、支給しない。

(申請)

第4条 就学援助を受けようとする要保護者は、一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める日までに、就学援助費受給申請書（以下第11条を除き、「申請書」という。）を、直接又は児童等が在学する若しくは就学予定者が就学予定の小学校若しくは中学校の校長（以下「校長」という。）を経て教育委員会へ提出しなければならない。

2 申請における同一世帯とは、居所・住所を同一にしている者のほか、転勤・出向等業務上の都合、勉学又は施設入所のために一時的に別居している生計を一にする者、経済的支援を授受している者を含むものとする。

(認定)

第5条 教育委員会は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、3月31日までに就学援助の対象者としての認定の可否を決定するものとする。ただし、小学校1年生の児童については、4月30日までに就学援助の対象者としての認定の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による決定の際、必要に応じ民生委員又は福祉事務所の長の意見を求めることができる。

3 第1項の規定による認定日は、4月1日とする。ただし、小学校の就学予定者で2月1日から3月1日の前日までに申請があった場合の認定日は、3月1日とする。

4 教育委員会は、第1項の規定による認定者について要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票（以下第11条を除き、「世帯票」という。）並びに認定台帳を作成する。ただし、電磁的記録で認定者を管理することができる場合は、この限りではない。

5 前項の世帯票の作成において、当該年度において就学援助を受けている者の翌年度に係る世帯票については、当該年度の世帯票を継続して使用する。

（認定の可否の通知）

第6条 教育委員会は、前条第1項の規定による認定の決定後、校長と保護者に対して通知し、認定者の世帯票及び認定台帳を校長に送付するものとする。否認定の場合は保護者に通知する。

（就学援助費の支給方法）

第7条 就学援助費の支給は、教育委員会が金銭又は現物で、次の各号に掲げる就学援助費の区分に応じ、当該各号に定める者に対して行うものとする。この場合において、要保護者は、第4号に掲げる就学援助費に限り、その受領及び納付すべき相手方への支払を校長に委任することができる。

（1）医療費 疾病の治療を受けた医療機関

（2）学校給食費 校長

（3）新入学学用品費 要保護者（ほかに養育するものがない場合は児童等）

（4）前3号に掲げる就学援助費以外の就学援助費 要保護者（ほかに養育するものがない場合は児童等）

2 校長は、前項後段の規定により、受領及び支払の委任を受ける場合は、委任状を徴し、整理保管するとともに、教育委員会の確認を受けなければならない。

3 校長は、第1項第2号に掲げる学校給食費の支給を受け、又は同項後段の規定により同項第4号に掲げる就学援助費の受領及び支払の委任を受けた場合は、教育委員会から当該

就学援助費を受領した後、速やかに当該納付すべき相手方に支払うものとする。この場合において、残金が生じたときは、これを要保護者に引き渡すものとする。

(就学援助費の額及び支給の時期)

第8条 就学援助費の額及び支給の時期は、毎年度教育委員会が別に定める。

(年度の中途の認定及び取消し)

第9条 年度の中途において就学援助を受けようとする要保護者については、第4条から第6条までの規定にかかわらず、その都度速やかに申請を受け付け、認定の可否を審査し、決定するものとする。

2 年度の中途において転出、死亡その他の理由により就学援助を必要としなくなった場合は、認定を取り消す。

3 前2項の規定により年度の中途の認定又は取消しを受けた者の就学援助費の算定は、別表第1に掲げる費目に応じ、同表右欄に定めるとおりとし、認定日は別表第2に、取消日は別表第3に定めるとおりとする。

(補助機関)

第10条 就学援助費の支給事務（以下「支給事務」という。）について、教育委員会が校長を補助機関とする場合は、教育委員会及び校長は、次の事務を行うものとする。

(1) 校長は、就学援助費個人支給明細書（以下次条を除き、「支給明細書」という。）を作成し、支給の都度整理すること。

(2) 校長は、支給事務が完了したときは、支給明細書、証拠書類その他の関係書類を教育委員会へ提出し、その確認を受けること。

(3) 教育委員会は、支給事務の適正な執行を図るため、校長が行う支給事務について検査を行うこと。

(帳票)

第11条 この要綱の施行に関し必要な帳票の種類・様式については、教育委員会が別に定める。

(証拠書類の整備)

第12条 教育委員会（教育委員会の補助機関としての校長を含む。）は、要保護者からの受領書（医療費にあっては医療機関からの診療報酬請求明細書）及び支給明細書を他の関係書類とともに整理し、適正な期間保存するものとする。

第3章 準要保護者

(対象者)

第13条 一宮市に住所を有し、一宮市立の小学校若しくは中学校に在学する児童等又は一宮市立の小学校若しくは中学校に就学する予定の就学予定者の保護者で、次のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認めた者(以下「準要保護者」という。)は、就学援助の対象とする。ただし、DVなど何らかの理由により一宮市に住所を有することができない場合は、一宮市に住所を有しなくてもよい。

(1) 前年度又は当該年度において、別表第4の左欄のいずれかの措置を受けた者

(2) 前号以外の者で、別表第5の左欄のいずれかに該当する者

2 対象者の確認は、別表第4又は別表第5の左欄に掲げる対象者区分に応じ、それぞれ同表の右欄により行うものとする。

(申請)

第14条 就学援助を受けようとする準要保護者は、毎年度、一宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定める日までに、就学援助費受給申請書(以下第11条を除き、「申請書」という。)を、直接又は児童等が在学する若しくは就学予定者が就学予定の小学校若しくは中学校の校長(以下「校長」という。)を経て教育委員会へ提出しなければならない。

2 申請における同一世帯とは、居所・住所を同一にしている者のほか、転勤・出向等業務上の都合、勉学又は施設入所のために一時的に別居している生計を一にする者、経済的支援を授受している者を含むものとする。

(公費負担医療制度等)

第15条 第3条第1項第6号に掲げる費目について、公費負担医療制度等を適用する場合は、重複して就学援助費を支給しないものとする。

(再審査)

第16条 年度当初から6月1日認定までに準要保護として認定された世帯について、当該年度を継続して認定するための再審査を次のとおり行うものとする。

(1) 審査時期 10月(所得等の認定審査上必要な情報が判明する時期)

(2) 審査方法 認定されている要件を審査し、要件を満たさなければほかの要件で審査する。

(3) 結果通知 再審査によりいずれにも該当しなくなった場合は、辞退届があれば辞退日で、辞退届が無ければ10月31日で取り消しし、廃止通知を送付する。

(準用)

第17条 第3条、第5条から第12条までの規定は、準要保護者について準用する。この場

合において、第3条、第7条第1項及び第3項、第9条第1項、並びに第12条中「要保護者」とあるのは「準要保護者」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 一宮市立小中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する規則（平成6年一宮規則第1号）は、廃止する。

別表第1（第3条、第9条関係）

就学援助費の費目		就学援助費の支給対象	中途の認定又は取消し時の 就学援助費の算定
(1) 学用品 費等	ア 学用品費	教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験及び実習の材料を含む。）で、児童等が所持すべき物品の購入費に相当する額	認定期間の月割り。1月に満たない月は、1月に切り上げる。
	イ 通学用品費	児童等が通常必要とする通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き、帽子等通学用品の購入費に相当する額	認定期間の月割り。1月に満たない月は、1月に切り上げる。
	ウ 校外活動費（宿泊を伴わないものに限る。）	児童等が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学料に相当する額	校外活動実施日に就学援助の認定がされていれば第8条に規定する額
(2) 校外活動費（宿泊を伴うものに限る。）	児童等が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学料に相当する額	校外活動実施日に就学援助の認定がされていれば第8条に規定する額	
(3) 通学費	児童等が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費（公共交通機関）に相当する額	認定期間の日割り	
(4) 修学旅行費	修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び修学旅行に参加した児童等の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費、旅行取扱料金その他の経費に相当する額	修学旅行実施日に就学援助の認定がされていれば第8条に規定する額	
(5) 新入学学用品費	1年生の児童等又は就学予定者が入学に際し通常必要とする学用品及び通学用品の購入費に相当する額	3月から5月までの認定者は第8条に規定する額。支給後市外へ転出した場合には、返還を求めないが、4月までの転出者については転出先の自治体へ支給した金額を報告する。また、他の自治体からの転入ですでに支給されている場合は支給しない。	

(6) 医療費	学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病の治療に要する経費で、保護者が負担することとなるものに相当する額	認定期間の治療に要する額。認定前の健康診断に係る治療も対象とする。
(7) 学校給食費	児童等が受けた給食について保護者が負担することとなるものに相当する額（現物を支給する）	認定期間の日割り
(8) クラブ活動費	一宮市立の中学校のクラブ活動（課外の部活動を含む。以下同じ。）に所属し学校で集金する協会・連盟登録費の個人負担分	認定期間に徴収されたクラブ活動費（協会・連盟登録費等）
(9) 生徒会費	一宮市立の小学校又は中学校の生徒会費（児童会費、学級費及びクラス会費を含む。）として一律に負担すべきこととなる経費に相当する額	認定期間に徴収された児童会費及び生徒会費
(10) P T A会費	一宮市立の小学校又は中学校において、学校、学級、地域等を単位とするP T A活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費に相当する額	認定期間に徴収されたP T A会費

別表第2（第9条関係）

申請事由	認定日
(1) 生活保護開始による要保護の申請	一宮市福祉事務所が生活保護を開始した日
(2) 生活保護廃止による準要保護の申請	一宮市福祉事務所が生活保護を廃止した日
(3) 認定世帯への転居又は転入による申請	転居又は転入日
(4) 保護者の死亡又は離婚による保護者変更による申請	新しい保護者に変更となった日
(5) 市外院内学級に転校し、再び一宮市立の小中学校へ転入したことによる申請	一宮市立の小中学校への転入日
(6) 上記以外の申請	申請日の属する月の翌月1日

別表第3（第9条関係）

異動事由	取消日
(1) 生活保護廃止通知	一宮市福祉事務所が生活保護を廃止した日
(2) 児童生徒又は保護者の死亡	死亡した日
(3) 保護者の離婚	離婚した日
(4) 市外転出	転出日。ただし、7月、12月、3月の転出に限り、区域外届が提出されていればそれぞれの月の末日
(5) 院内学級に転校	最終登校日又は学籍喪失日
(6) 退学又は一宮市立小中学校以外の学校への転校	最終登校日又は学籍喪失日
(7) 認定要件のいずれにも該当しなくなった	認定要件のいずれにも該当しなくなった日
(8) 要綱第13条第1項第1号のうち、児童扶養手当法第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給による要件で認定された場合の婚姻等(公簿で確認できる)	事実発生日（入籍・同居開始日）
(9) 要綱第13条第1項第1号のうち、児童扶養手当法第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給による要件で認定された場合の受給資格喪失(公簿で確認できない)	資格喪失を確認した日の属する月の末日
(10) 保護者から辞退する申し出	辞退日
(11) 世帯員の変更に伴う所得基準超過による資格喪失	資格喪失を確認した日の属する月の末日
(12) 不正の手段により認定されたとき	認定日

別表第4 (13条関係)

対象者区分	確認書類・方法	確認事項	対象者区分の 基準年度
(1) 一宮市市税条例 (平成17年一宮市条例第38号。以下「市税条例」という。)第24条の規定に基づく市民税の非課税または、市税条例第51条の規定に基づく市民税の減免	総合行政システム又は担当部署への問合せによる確認	保護者と同一世帯で生計を一にする者すべてが市民税の非課税又は減免の措置を受けていること。	4月から5月までの申請は前年度、6月から3月までの申請は当該年度
(2) 愛知県県税条例 (昭和25年愛知県条例第24号)第42条の40の規定に基づく個人の事業税の減免 (火災・地震災害等によるもの)	納税通知書又は納税証明書	保護者(父母)が措置を受けていること。	4月から9月までの申請は前年度、10月から3月までの申請は当該年度
(3) 市税条例第71条第1項第1号、第2号及び第4号の規定に基づく固定資産税の減免(火災・地震災害等によるもの)	納税通知書、納税証明書又は担当部署への問合せによる確認	保護者(父母)が措置を受けていること。	当該年度
(4) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条から第90条の3までの規定に基づく国民年金の掛金の減免	国民年金保険料免除決定通知、による確認	保護者(父母)が国民年金に加入していること。加入しているものすべての保険料が免除の措置を受けていること。(若年者納付猶予を除く)	4月から6月までの申請は前年度、7月から3月までの申請は当該年度
(5) 一宮市国民健康保険税条例(昭和60年一宮市条例第12号)第23条の規定に基づく国民健康保険税の減額、同条例第26条の規定に基づく国民健康保険税の減免又は徴収の猶予	総合行政システム又は担当部署への問合せによる確認	保護者(父母)および援助を受ける児童等が一宮市国民健康保険に加入し、市国民健康保険税条例第23条の規定による減額の措置を受けていること、市国民健康保険税条例施行規則第3条第1項第2号(ア及びウを除く)若しくは同規則第4条による減免の措置を受けていること又は猶予を受けていること。	4月から6月までは前年度、7月から3月までは当該年度

<p>(6) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給</p>	<p>児童扶養手当証書又は担当部署への問合せによる確認</p>	<p>児童扶養手当が全額または一部支給の決定がされていること。また、支給停止の場合は所得が教育委員会の別に定める認定基準以下であること。保護者と子が別居している場合において、児童扶養手当の支給がその子に対して認めている場合は認定要件として認めることとする。</p>	<p>当該年度</p>
<p>(7) 生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日付厚生労働省発社援0728第9号)の規定に基づく貸付け</p>	<p>貸付決定通知書の写し</p>	<p>貸付が完済している場合は対象としない</p>	<p>当該年度</p>
<p>(8) 災害による被災</p>	<p>被災により、主たる家計維持者が死亡したことのわかる書類 被災により離職・休職したことがわかる書類、罹災証明書、市町村税の特別措置に基づく市町村民税、固定資産税等の減免を証明する書類</p>	<p>被災により主たる家計維持者の死亡・離職・休職や家屋の全壊、大規模半壊、流失、床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態を含む)したことなどによる家計急変を保護者が被ったこと</p>	<p>当該年度</p>

別表第5（13条関係）

対象者要件	確認書類・方法	確認事項
<p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第26条の規定に基づく保護の停止又は廃止を受けた者</p>	<p>一宮市福祉事務所からの生活保護停止又は廃止通知</p>	<p>生活保護停止又は廃止していること</p>
<p>(2) 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者</p>	<p>失業対策事業適格者手帳又は日雇労働被保険者手帳</p>	<p>日雇労働者であること</p>
<p>(3) 所得が教育委員会の別に定める基準以下の者</p>	<p>総合行政システム又は担当部署への問合せによる確認 転入者は、所得証明書等 母子・父子家庭等は、児童扶養手当証書、母子・父子家庭等医療費受給者証、児童扶養手当支給停止通知書、一宮市遺児手当認定通知書又は申出書</p>	<p>所得が教育委員会の別に定める認定基準以下であること</p>
<p>(4) 主たる生計維持者の生活状況の急変等特別な事情（倒産、失業、病気、事故、失踪、火災等）により、学費の負担が著しく困難になった者</p>	<p>次のものすべて (ア) 直近6か月程度の給料明細等の写し (イ) 申請理由が客観的に証明できるもの（倒産の場合は事業廃止届、失業の場合は雇用保険受給資格者証、病気の場合は診断書・医療費の領収書の写し、事故の場合は事故証明、失踪の場合は捜索願、火災等の場合は罹災証明書）</p>	<p>児童生徒と生計を一にしていること及び学費の負担が著しく困難であること</p>

一宮市学校教育推進プランについて

一宮市学校教育推進プランについて、別紙案を添えて教育委員会の審議に付
します。

平成31年2月22日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市学校教育推進プランを定めるため、本案を提出します。

<資料1>

平成30年度12月 青少年育成課 意識実態調査結果 (小:8272名・中:3672名)

一宮市学校教育推進プランの評価指標と現況 「未来を拓く子ども」の指標

指標：「学校が楽しい」と答える子の割合

○「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合

	「学校が楽しい」と答える子の割合					「楽しい・どちらかといえば楽しい」の割合				
	H29		H30		H31	H29		H30		H31
	7月	12月	7月	12月	目標	7月	12月	7月	12月	目標
小学生	67.9%	67.1%	68.2%	67.3%	74%	93.8%	93.7%	94.2%	93.7%	96%
中学生	51.8%	53.6%	55.9%	53.6%	60%	88.0%	89.6%	90.4%	89.7%	92%

1 「確かな学力育成プラン」

- わかる、できる、身につく授業をめざします。
- 知識をつなげ、学びを広げる授業をめざします。
- 一人一人に応じた、適切な支援と指導の充実を図ります。

指標：「授業がよくわかる」と答える子の割合

○「授業がよくわかる」と答える子の割合

	「よくわかる」と答える子の割合					「よくわかる・だいたいわかる」の割合				
	H29		H30		H31	H29		H30		H31
	7月	12月	7月	12月	目標	7月	12月	7月	12月	目標
小学生	49.3%	49.1%	48.3%	47.5%	54%	87.2%	87.3%	86.0%	85.5%	91%
中学生	24.9%	23.2%	27.3%	24.2%	30%	73.6%	72.4%	77.1%	73.6%	

2 「豊かな心育成プラン」

- 自尊感情を育て、自他の命を大切にする心の教育をすすめます。
- 豊かな人間性を育てます。
- 笑顔で登校できる学級・学校づくりに努めます。

指標：「自分には良いところがある」と答える子の割合

「人に親切にしたいと思う」と答える子の割合

○「自分にはよいところがある」と答える児童生徒の割合

	「ある」と答える子の割合					「ある」「どちらかといえばある」の割合				
	H29		H30		H31	H29		H30		H31
	7月	12月	7月	12月	目標	7月	12月	7月	12月	目標
小学生	46.6%	42.7%	45.6%	43.3%	46%	78.6%	77.0%	78.0%	77.5%	81%
中学生	21.9%	22.7%	23.2%	24.9%	30%	62.0%	63.6%	66.3%	57.3%	

○「人に親切にしたいと思う」と答える児童生徒の割合

	「思う」と答える子の割合					「思う・どちらかといえば思う」の割合				
	H29		H30		H31	H29		H30		H31
	7月	12月	7月	12月	目標	7月	12月	7月	12月	目標
小学生	78.3%	79.1%	77.4%	77.1%	84%	96.3%	96.8%	96.4%	96.1%	98%
中学生	70.3%	71.5%	71.7%	71.8%	74%	96.6%	96.5%	97.2%	97.5%	

<資料1>

3 「健やかなからだ育成プラン」

- 生涯にわたって運動に親しめるよう、指導の充実を図ります。
- 望ましい生活習慣の定着を図り、健康な生活を送るための基礎を育てます。
- 安全な生活を送るための基礎を育てます。

指標：「進んで運動し、からだを動かすようにしている」と答える子の割合
 「学校に行く日は、朝食を食べている」と答える子の割合

○「進んで運動し、からだを動かすようにしている」と答える子の割合

	「している」と答える子の割合					「している・どちらかといえばしている」の割合				
	H29		H30		H31	H29		H30		H31
	7月	12月	7月	12月	目標	7月	12月	7月	12月	目標
小学生	59.7%	59.2%	59.7%	57.8%	64%	83.3%	83.2%	83.3%	81.7%	87%
中学生	47.6%	39.9%	47.7%	39.2%	52%	78.1%	69.5%	78.1%	69.3%	81%

○「学校に行く日は、朝食を食べている」と答える児童生徒の割合

	「毎日食べる」の割合				
	H29		H30		H31
	7月	12月	7月	12月	目標
小学生	86.5%	87.0%	86.6%	87.1%	90%
中学生	82.5%	82.7%	84.8%	84.2%	87%

4 「未来に生きる力育成プラン」

- 情報社会の進展に主体的に対応できる力を育てます。
- 自分らしい生き方を実現するための力を育てます。
- 異文化への理解を深め、互いに尊重する態度を育てます。
- 豊かな環境とその恵みを大切にすることを育てます。

指標：「自分の夢や目標をもっている（もとうとしている）」と答える子の割合

○「自分の夢や希望をもっている（もとうとしている）」と答える子の割合

	「もっている（もとうとしている）」の割合				
	H29		H30		H31
	7月	12月	7月	12月	目標
小学生	86.5%	92.4%	92.4%	91.3%	94%
中学生	82.5%	85.8%	86.6%	87.0%	88%

5 「信頼される学校づくり推進プラン」

- 魅力あふれる教師をめざし、指導力の向上を図ります。
- 学校・家庭・地域との連携・協働をすすめます。
- 特色ある学校づくりをすすめます。
- 安全・安心な学校づくりをすすめます。

指標：「自分の学校に自慢できるところがある（小学校）」と答える子の割合
 「自分の学校を誇りに思う（中学校）」と答える子の割合

○「自分の学校に自慢できるところがある（小学校）」と答える子の割合

	「ある」と答える子の割合					「ある・どちらかといえばある」の割合				
	H29		H30		H31	H29		H30		H31
	7月	12月	7月	12月	目標	7月	12月	7月	12月	目標
小学生	52.8%	50.2%	51.1%	49.5%	57%	78.8%	78.9%	78.6%	78.3%	84%

○「自分の学校を誇りに思う（中学生）」と答える子の割合

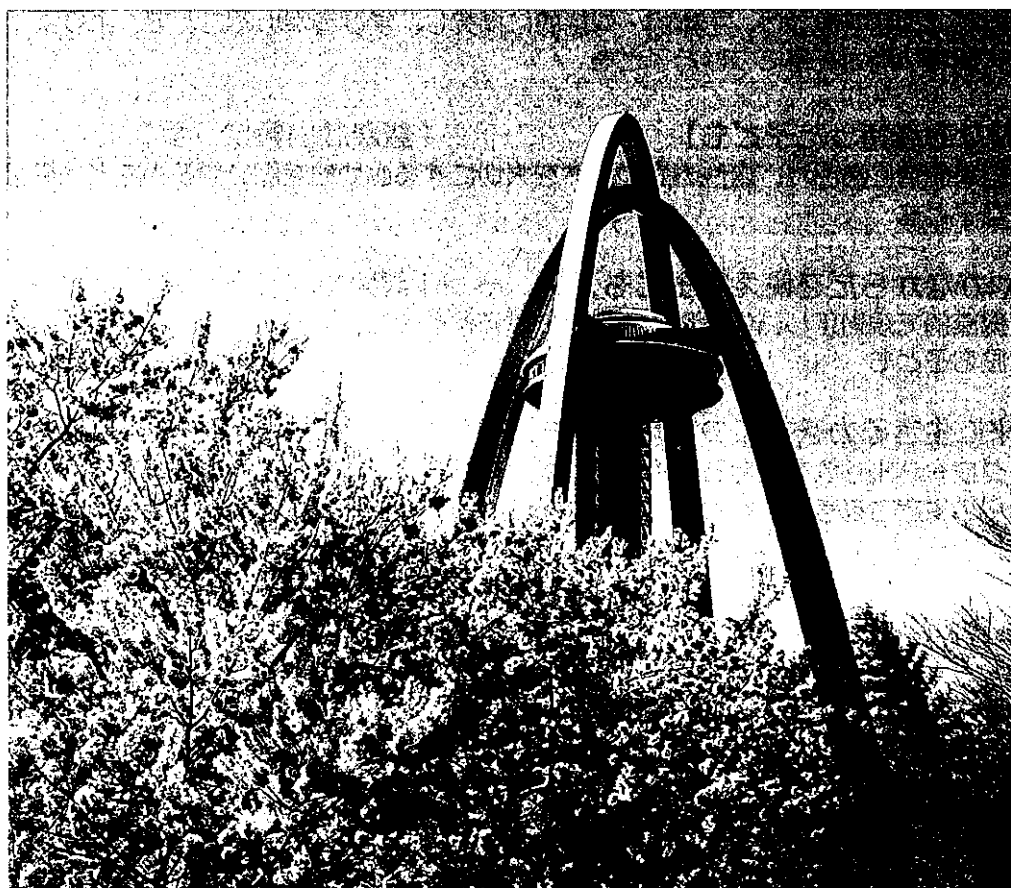
	「ある」と答える子の割合					「ある・どちらかといえばある」の割合				
	H29		H30		H31	H29		H30		H31
	7月	12月	7月	12月	目標	7月	12月	7月	12月	目標
中学生	37.8%	34.9%	38.2%	37.2%	40%	79.0%	78.6%	83.1%	81.3%	82%

平成31年度

一宮市学校教育推進プラン(案)

【プラン実現のための施策】

【学校が共通に取り組む目標】



一宮市教育委員会



I 基本理念

知識基盤社会が進展する中、これまで以上に一人一人が社会的に自立し、能力を発揮することが重要になります。こうした中、子どもたちには、自分の夢や目標をしっかりともち、それを実現するために創意工夫し、判断し、挑戦し続けることが期待されています。

このため、学校は「確かな学力」「豊かな心」「健やかなからだ」の育成と、これからの社会を生き抜く「未来に生きる力」の育成が一層求められています。さらには、家庭や地域社会との連携をより図り、「信頼される学校づくり」を進める必要があります。

一宮市はこれらの要請に応えるために「めざす子ども像」を定め、その実現のために「一宮市学校教育推進プラン」を策定しました。このプランをもとに教育委員会および各学校は、具体的な行動目標を示し、絶えず評価を加えながらその実現をめざします。

II めざす子ども像

知・徳・体の調和がとれ、夢に向かって挑戦する「未来を拓く子ども」

◎ 「未来を拓く子ども」とは

【確かな学力を身につけた子ども】 → 「確かな学力育成プラン」
自分で課題を見つけ、主体的・対話的に探究し、学びを深めることで、よりよく問題を解決する資質や能力を身につけた子ども

【豊かな心を持った子ども】 → 「豊かな心育成プラン」
自尊感情にあふれ、自他の命や自然を大切にする心や他を思いやる心などを備えた、心豊かな子ども

【健やかなからだを備えた子ども】 → 「健やかなからだ育成プラン」
健康的で規則正しい生活習慣を身につけるとともに、すすんで運動に親しみ、体力づくりに励む子ども

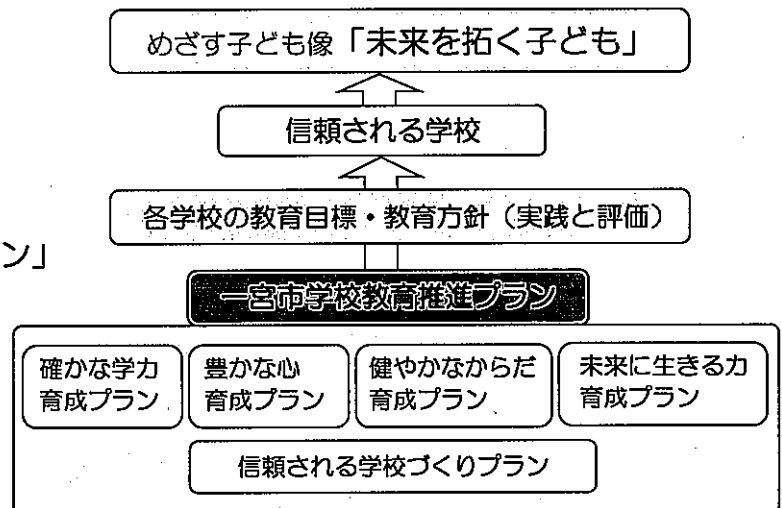
【未来に生きる力を身につけた子ども】 → 「未来に生きる力育成プラン」
グローバル社会を生きるための学びや、持続可能な社会の在り方についての学びを通し、自らの生き方を考え、社会的に自立するための資質や能力を身につけた子ども

◎ 「未来を拓く子ども」を育成するために

【信頼される学校づくり】の推進
→ 「信頼される学校づくりプラン」

全ての教職員が子どもの教育に責任を持ち、子どもたちにとって安全・安心で、保護者や地域に信頼される学校

◇全ての教職員が目標を共有して、個々の創意工夫を生かし、互いに高め合える指導体制の構築



以上のことから、5つのプランを柱とした「一宮市学校教育推進プラン」を策定します。

Ⅲ めざす子ども像を実現するための5つのプラン



確かな学力育成プラン

- わかる、できる、身につく授業をめざします。
- 知識をつなげ、学びを広げる授業をめざします。
- 一人一人に応じた、適切な支援と指導の充実を図ります。

豊かな心育成プラン

- 自尊感情を育て、自他の命を大切にする心の教育をすすめます。
- 豊かな人間性を育てます。
- 笑顔で登校できる学級・学校づくりに努めます。

健やかなからだ育成プラン

- 生涯にわたって運動に親しめるよう、指導の充実を図ります。
- 望ましい生活習慣の定着を図り、健康な生活を送るための基礎を育てます。
- 安全な生活を送るための基礎を育てます。

未来に生きる力育成プラン

- 情報社会の進展に主体的に対応できる力を育てます。
- 自分らしい生き方を実現するための力を育てます。
- 異文化への理解を深め、互いに尊重する態度を育てます。
- 豊かな環境とその恵みを大切にする心を育てます。

信頼される学校づくりプラン

- 魅力あふれる教師をめざし、指導力の向上を図ります。
- 学校・家庭・地域との連携・協働をすすめます。
- 特色ある学校づくりをすすめます。
- 安全・安心な学校づくりをすすめます。

Ⅳ 5つのプランを実現するための具体的な取組

1 確かな学力育成プラン

視点① わかる、できる、身につく授業をめざします。

- ・ 基礎的・基本的な知識や技能を身につけさせます。
- ・ 個に応じたきめ細かな学習指導をすすめます。



【プラン実現のための施策】

- (1) 少人数指導等非常勤講師配置事業（市）
- (2) 少人数学級編制（県）
（小学校1・2年、中学校1年で35人以下による学級編制）
- (3) 少人数指導教員・非常勤講師配置事業（県）
- (4) 学習指導法・評価研究委員会
- (5) 「学力向上のための効果的な学習指導」に関する研究〔指定小中学校〕
＜魅力あふれる学校づくり推進事業＞
- (6) 学習チューター事業〔全小中学校〕
- (7) 日本語指導員巡回事業
- (8) ICT機器等の教育機器、教育環境の整備
- (9) アクティブラーニング推進事業〔全小中学校
平成30年度—県教委指定—〕

【学校が共通に取り組む目標】

- ◎ 基礎学力の確実な定着のために、指導方法の工夫と改善を図ります。

○各校の重点的取組

- 〔ICT機器を効果的に活用した指導の充実〕
- ・ デジタル教科書や実物投影機の積極的な活用
- ・ 子どもの理解や知的好奇心を高めるための資料提示



○各校の重点的取組

【授業での工夫と改善】

- ① 学習ルールの徹底
 - ② 導入の工夫
・ 学びたくなる、知りたくなる
 - ③ 授業の流れの工夫
・ 「めあて」「まとめ」のつながり
 - ④ 学習の流れが分かる板書
 - ⑤ 発問の工夫
・ より深く考えさせる
・ 子ども同士が学び合う
・ 復唱法の実施
 - ⑥ 机間指導の工夫
・ 個に応じた指導に生かす
・ ○つけ法の実施
 - ⑦ 定着を図るための工夫
・ 音声練習教材の活用
- ※ 学校訪問での指導内容 等

視点② 知識をつなげ、学びを広げる授業をめざします。

- ・ 思考力・判断力・表現力を育成します。
- ・ 体験的・協働的な学習を推進し、魅力ある授業に努めます。



【プラン実現のための施策】

- (1) 学習指導法・評価研究委員会
- (2) 教務主任者会（アクティブ・ラーニングの推進、学力向上の取組 等）
- (3) 国語力向上研究委員会
・ 言語活動充実に向けての手引書の作成
- (4) 新聞活用研究委員会
- (5) 中学生いちのみや「夢サミット」＜いちのみや夢人材育成事業＞
- (6) 校外学習推進事業
・ 博物館を利用した社会科学習〔小学校3年生〕
・ プラネタリウムを利用した理科学習〔小学校4年生〕
- (7) 副教材作成事業
・ 小学校地域教材用ビデオソフト
・ 社会科副読本「わたしたちのまち一宮」〔小学校〕、「のびゆく一宮」〔中学校〕

【学校が共通に取り組む目標】

◎ 思考力・判断力・表現力を高めるために、言語活動の充実を図ります。



- 各校の重点的取組
〔言語力の向上、コミュニケーション能力の育成〕
- ①文章記述を取り入れた授業
 - ・意見の記述⇒話し合い
 - ・学んだ内容を文章記述
 - ②筋道を立てて説明する場面を取り入れた授業
 - ③新聞を活用した学習
 - ④学校図書館の活用
 - ⑤ペア・グループ学習など話し合い活動の推進



- 各校の重点的取組
〔主体的・対話的で深い学びの推進〕
- ①課題・問題解決的な学び
 - ・調べ学習、グループ学習 等
 - ②体験的な学び
 - ・地域人材、地域施設を活用した学習

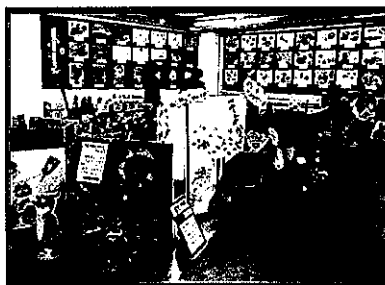
視点③ 一人一人に応じた、適切な支援と指導の充実を図ります。

- ・発達障害のある児童生徒への教育支援の充実に努めます。
- ・特別支援学級の指導の充実を図ります。



【プラン実現のための施策】

- | | |
|---------------------------------|------------------|
| (1) 一宮市教育支援委員会 ※就学時健康診断、就学教育相談会 | (3) 特別支援学級担当者会 |
| (2) 教育相談会 (5月～9月) | (5) 言語訓練 |
| (4) 特別支援学級の三大行事の開催 | (7) 特別支援協力員配置事業 |
| (6) 通級指導教室 (県) | (9) 巡回相談事業 (県・市) |
| (8) 教育アドバイザーによる相談事業 | (11) 特別支援教育推進委員会 |
| (10) 特別支援教育連携協議会 | |



- 施策〔特別支援学級の三大行事の開催〕
- ・手をつなぐ子らの教育展 (一宮スポーツ文化センター)
 - ・手をつなぐ子らの運動会 (一宮市総合体育館)
 - ・宿泊学習(美浜少年自然の家)



- 各校の重点的取組
〔特別支援教育の充実〕
- ・特別支援協力員との連携
 - ・ユニバーサルデザインの推進 (視覚化、焦点化、共有化)
 - ・校内教育支援委員会の充実 等

【学校が共通に取り組む目標】

◎ 障害の種類や程度に応じた個別指導の充実を図ります。

2 豊かな心育成プラン

視点① 自尊感情を育て、自他の命を大切に作る心の教育をすすめます。

- ・道徳教育の充実に努め、道徳性を養います。
- ・人権教育・福祉教育の推進を図ります。



【プラン実現のための施策】

- (1) 豊かな心を育てる活動〔全小中学校〕〈魅力あふれる学校づくり推進事業〉
- (2) 心の教育推進活動
- (3) 道徳主任者会（道徳の教科化に向けた研究、実践質の高い多様な指導方法と評価の研究）
- (4) 道徳教育推進教師を中心とした道徳教育
- (5) 社会福祉推進校（市社会福祉協議会委嘱）〔全小中学校〕
- (6) ボランティア福祉体験学習（市社会福祉協議会）〔中学校〕
- (7) 道徳教育の根本的改善・充実に係る支援事業〔小学校 平成31年度 文科省・県教委指定〕
- (8) 人権教育総合推進地域事業〔中学校区 平成31～33年度 文科省・県教委指定〕



施策〔福祉実践教室の開催〕
・社会福祉協議会の協力を得て、車いすや手話、点字、アイマスクなどの体験を実施



○各校の重点的取組
〔道徳科の授業→道徳の時間の充実〕
・多様な道徳的価値観を引き出す展開
・価値の主體的自覚（ふりかえり）を促す発問の工夫
・「私たちの道徳」の活用（中学校）

【学校が共通に取り組む目標】

- ◎ 道徳科の授業（道徳の時間）では、児童生徒が自己を見つめ、自分の生き方について考えを深めるための指導の工夫を図ります。

視点② 豊かな人間性を育てます。

- ・感動を味わえる体験活動の充実に努めます。
- ・多様な読書活動を展開し、読書への意欲化を図ります。



【プラン実現のための施策】

- (1) 夢を育む教育活動〔全小中学校〕
〈魅力あふれる学校づくり推進事業〉
・「ふれあい・潤い空間づくり」〔指定小学校〕
- (2) 中学生観劇事業（泥かぶら）
※3年ごとに実施
- (3) 学校図書館司書派遣事業〔全小中学校〕
- (4) 市立図書館資料のインターネットによる貸出・配送、
移動図書館（ほたる号）
※「子ども読書のまち」宣言（一宮市）
- (5) 子ども写生大会・作品展
- (6) 小学校合唱祭
- (7) 消防音楽隊の訪問演奏
- (8) ふれあいコンサート（消防音楽隊との合同演奏会）
- (9) リバーサイドフェスティバル（中学校吹奏楽部の参加）



施策〔小学校合唱祭の開催〕
・市制80周年記念事業として平成13年から開催

【学校が共通に取り組む目標】

◎ 読書活動を通して、本好きな児童生徒を育てます。



○各校の重点的取組

〔読書活動の充実〕

- ・朝読書の充実
- ・ボランティアによる読み聞かせの実施など、読書体験の工夫
- ・学校図書館司書との連携
- ・図書館利用指導の充実

視点③ 笑顔で登校できる学級・学校づくりに努めます。

- ・共感的な人間関係で結びついた集団づくりに努めます。
- ・相談活動を充実し、心の問題をもった子どもや保護者への支援に努めます。



【プラン実現のための施策】

- (1) 学級生活調査(Q-U)〔小学校6年・中学校全学年〕
- (2) 県・市スクールカウンセラー配置事業
- (3) 心の教室相談員配置事業〔全中学校〕
- (4) スクールソーシャルワーカー(S S W) 配置事業
- (5) 教育アドバイザー(市教育センター)、サンフレンズ(相談員)(市教育支援センター)の配置
- (6) いじめ問題対策連絡協議会、いじめ対策推進委員会・いじめ等対策部会、いじめ問題対策調査委員会
- (7) いじめ対策主任者会
- (8) ピア・サポート推進委員会
- (9) 不登校対策協議会、不登校対策推進委員会
- (10) 不登校対策主任者会
- (11) 教育支援センター
(サンシャイン138南、サンシャイン138北、ふれあい教室、ほっとルーム☆きらら)
- (12) 小中合同生徒指導主事・主任者会(市サポートチーム会議)、中学校生徒指導主事者会、尾中地区中高生徒指導連絡協議会
- (13) 地域青少年健全育成事業〔全中学校区〕(青少年育成課)



施策〔教育支援センターの運営〕

・市内4か所に設置

〔不登校対策の強化〕

- ・不登校支援等少人数指導
- ・S S Wの増員
- ・教育相談や適応指導を実施

【学校が共通に取り組む目標】

◎ 児童生徒の主体的な活動などを通して、全校体制でいじめ・不登校の未然防止に向けた取組をすすめると共に、子ども一人一人を大切にしたい対応に努めます。



○各校の重点的取組

〔安心して生活できる集団づくり〕

- ・あいさつ運動など児童生徒による啓発活動の充実
- ・学級会での話し合い活動の充実
- ・Q-Uの結果を生かした学級づくり
- ・ピア・サポートなど児童生徒の自立を促す活動の実施
- ・教育活動全般にわたって、気持ちのよいあいさつ、返事、正しい言葉遣いなどの励行
- ・全校体制で行うルールやマナーについての啓発活動の推進

3 健やかなからだ育成プラン

視点① 生涯にわたって運動に親しめるよう、指導の充実を図ります。

- ・ 体育の授業を通して体力の向上を図ります。
- ・ 運動に親しませる機会の充実を図ります。



【プラン実現のための施策】

- (1) 部活動外部指導者派遣事業
(部活動に地域人材を配置)
- (2) 体育主任者会
- (3) 体育優秀校の表彰
- (4) 体力テストの実施
- (5) 小中各種運動部活動大会

【学校が共通に取り組む目標】

- ◎ 体育の授業や体育的行事などの運動に親しむ機会を通して、体力づくりに努めます。



○各校の重点的取組
〔体力づくり〕

- ・ 体づくり運動、運動会・体育祭、持久走大会 等
- ・ 全校統一の体力づくりメニュー作成活用 等

視点② 望ましい生活習慣の定着を図り、健康な生活を送るための基礎を育てます。

- ・ 規則正しい生活のリズムを身につけさせます。
- ・ 食育を推進し、健康教育の充実を図ります。



【プラン実現のための施策】

- (1) 食育広報誌「やっぱり!!食パワー」と食育指導資料
- (2) 栄養教諭・栄養職員による食育指導
〔小学校2年・3年・5年〕
- (3) 市非常勤養護教諭・巡回非常勤養護教諭派遣事業
- (4) 警察やライオンズクラブによる薬物乱用防止教室
- (5) 肥満予防研究推進委員会による肥満予防のための親子教室「にんじんクラブ」

【学校が共通に取り組む目標】

- ◎ 児童生徒への指導や保護者への協力の呼びかけを行い、「早寝、早起き、朝ごはん」の定着を図ります。



○各校の重点的取組

〔早寝・早起き・朝ごはん啓発活動〕

- ・ 毎月19日の「食育の日」に合わせた啓発活動の実施
- ・ 「食パワー」の活用
- ・ 学校ウェブサイトの活用

視点③ 安全な生活を送るための基礎を育てます。

- ・ 安全教育の充実を図ります。
- ・ 自ら危険を予測し、危険を回避する能力を育てます。



【プラン実現のための施策】

- (1) 子どもの安全推進委員会
- (2) 市安全教育部会、安全主任者会
- (3) セルフディフェンス講座〔小学校4年・中学校1年〕
- (4) 普通救命講習会(消防署)、交通安全教室(地域ふれあい市民協働課)、エビペン講習会、防犯教室(地域ふれあい市民協働課)

【学校が共通に取り組む目標】

- ◎ 危険予知トレーニングや多様な想定での避難訓練など安全意識を高める指導を継続的に行い、自分の命は自分で守ることができる子どもを育てます。



施策

〔セルフディフェンス講座〕

4 未来に生きる力育成プラン

視点① 情報社会の進展に主体的に対応できる力を育てます。

- ・情報モラル教育の充実を図ります。
- ・必要な情報を選択し、活用する能力の育成を図ります。



【プラン実現のための施策】

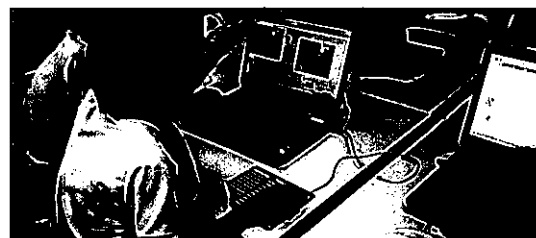
- (1) 児童生徒・保護者の情報モラル向上のための啓発活動推進校〔平成31年度 小中11校〕
(情報モラルリーフレットの作成・配付、情報モラル指導の実施)
- (2) 「論理的思考力を高めるプログラミング教育」に関する研究〔指定小中学校〕
<魅力あふれる学校づくり推進事業>
- (3) 「Pepper 社会貢献プログラム」〔指定小中学校〕
- (4) わくわくプログラミング教室の開催
- (5) 情報教育研究委員会
※情報教育に関わる学習活動のカリキュラムの作成
※プログラミング教育、タブレットPCの効果的な事例研究
※児童用・教師用の「まなびリンク」の充実



施策〔プログラミング教育の実施（指定校）〕
・論理的思考力の育成（パソコン教室のPC、タブレットの活用）

【学校が共通に取り組む目標】

- ◎ 児童生徒に情報モラルを身につけさせるとともに、必要な情報を適切に活用する学習をすすめます。



○各校の重点的取組
〔情報教育の推進〕
・パソコン教室のPCの効果的な活用
・情報モラル指導の充実
・新聞を活用した教育の充実

視点② 自分らしい生き方を実現するための力を育てます。

- ・働く意義を理解し、望ましい勤労観や職業観を育みます。
- ・自らの役割を果たす中で、社会貢献への意欲化を図ります。



【プラン実現のための施策】

- (1) 「魅力あるあいちキャリアプロジェクト」〔全中学校 平成31年度 県教委指定〕
- (2) 市長と中学生の「夢トーク」
<いちのみや夢人材育成事業>
- (3) プラチナ未来人財育成塾への派遣（中学生）
<いちのみや夢人材育成事業>
- (4) 一宮生き方タイム「親学」
(中学校の総合的な学習の時間において、親や大人の立場にたって、自らの生き方を考える体験)
- (5)「キャリアコミュニティプロジェクト」
—〔一宮市 平成30年度 県教委指定〕—



○各校の重点的取組
〔キャリア教育の充実〕
・職場体験学習、職場見学を実施、勤労奉仕体験の実施
・キャリア教育ノート（愛知県）の活用 等

【学校が共通に取り組む目標】

- ◎ 特別活動教育課程にあるキャリア教育の指導計画に基づき、自己のよりよい生き方を考えさせる学習をすすめます。

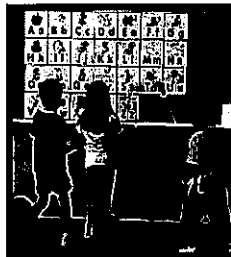
視点③ 異文化への理解を深め、互いに尊重する態度を育てます。

- ・英語教育の充実に努めます。
- ・一宮市・日本・諸外国の文化に対する理解を深める活動を推進します。



【プラン実現のための施策】

- (1) 「教育課程特例校」の認定による「英語活動科」
- (2) ALT配置事業（小学校英会話指導講師、中学校英語指導講師、児童生徒・保護者・地域の人々を対象とした英語教室の実施）
- (3) 市英語教育推進委員会（「市カリキュラム」の作成・検証、指導資料の作成、小中一貫英語教育の推進）
- (4) 小学校英語主任の配置
- (5) 中学生海外派遣（イタリア・トレビーズ）〈いちのみや夢人材育成事業〉
- (6) 国際交流員の派遣、フレンドシップ事業による交流（生涯学習課・市国際交流協会）



施策〔ALTを活用した英語教育の充実〕

- ・小3、4年で、年間35時間、小5、6年で年間50時間実施
- ・小1、2も年6時間実施



○各校の重点的取組

〔地域や伝統文化の学習〕

- ・地域の方々を講師として招き、伝統芸能を体験
- ・一宮市の学習のために「わたしたちのまち一宮」「のびゆく一宮」の活用

〔異文化理解の推進〕

- ・国際交流員の活用

【学校が共通に取り組む目標】

- ◎ 国際理解教育に関する様々な活動を通し、一宮市や日本の文化・歴史、諸外国の文化などに対する理解を深めます。

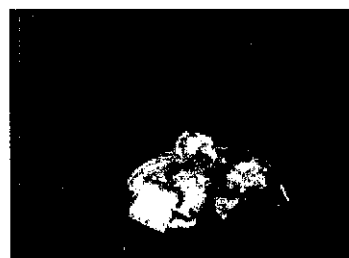
視点④ 豊かな環境とその恵みを大切にすることを育てます。

- ・人の活動と自然環境との関わりから学習をすすめます。
- ・よりよい環境づくりに関する学習に取り組み、ESDにつなげます。



【プラン実現のための施策】

- (1) エコスクール運動・緑のカーテン事業（環境部清掃対策課）
- (2) ユネスコ・スクールへの参加の促進〔平成31年度 加盟校 小学校74校 中学校1校 チャレンジ校 小学校1校 中学校1校〕
- (3) ヤゴ救出作戦



○各校の重点的取組

〔エコスクール運動〕

- ・身近な問題を基に「地球にやさしい学校」づくりを目指した実践
- ・ごみ減量、分別リサイクル等

〔ESDの推進〕

- ・環境学習、生物多様性についての学習、エネルギー学習等

【学校が共通に取り組む目標】

- ◎ 環境教育・ESD（持続可能な開発のための教育）を推進し、充実に努めます。

5 信頼される学校づくりプラン

視点① 魅力あふれる教師をめざし、指導力の向上を図ります。

- ・校内現職教育の充実を図ります。
- ・校外研修の成果を教育活動に生かします。

【プラン実現のための施策】



- (1) 各種主任者会や現職教育講演会等での研修
- (2) 校長会議・教頭会議
 - ・定例会議・臨時会議
 - ・講師を招聘した研修会を開催し先進的な教育実践の研究
- (3) 市教育センターを拠点としたキャリアステージに応じた研修
(ステップアップ研修)
 - ・基本研修
(初任者研修、2年目・3年目・5年経験者・10年経験者研修)
 - ・職務研修
(管理職研修、事務職員研修、養護教諭研修、栄養教諭研修、主任・担当者研修)
 - ・専門研修(学校支援アドバイザーによる研修、訪問アドバイザーによる研修、教科基礎講座、学習指導法研修)
 - ・課題研修(ICT研修、いじめ・不登校対策研修、重大事故防止対策研修)
 - ・夏季集中研修講座(必須職務研修、必須選択研修、自由選択研修) 8月6～8日
 - ・自主研修(人間力アップ研修、教師力アップ研修)
- (4) 指定研究(教育論文の指定、優秀論文の発表と研究集録の発刊)
- (5) 教職員評価
- (6) 文書管理委員会
- (7) 学校事務の共同実施



施策〔初任者研修〕

- ・教員としての使命感と実践的指導力を養い、幅広い知見を習得するための研修

【学校が共通に取り組む目標】

◎ 子どもにとって「通いたくなる学校」、保護者にとって「通わせたい学校」であるために、教師の指導力の向上を図ります。



○各校の重点的取組

〔校内現職教育での研修会〕

- ・研修会などの参加者による伝達講習
- ・いじめ、不登校の事例研究
- ・指導技術の向上を目指した研修会の開催
- ・先生同士で学び合う模擬授業の実施 等

視点② 学校・家庭・地域との連携・協働をすすめます。

- ・コミュニティ・スクールの充実を図ります。
- ・学校公開、学校広報の充実に努めます。

【プラン実現のための施策】



- (1) コミュニティ・スクール推進
学校サポーター事業(児童生徒の地域参加や、地域人材による学校支援を図るコーディネーターを配置) <魅力あふれる学校づくり推進事業>
- (2) 教育課題研究委員会(コミュニティ・スクール推進委員会)
- (3) 秋に市内一斉の「学校公開週間」
- (4) 学校ウェブサイトの研修(校務主任者会)
- (5) 学校評価の計画的な実施、結果の公表



施策〔コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の推進〕

- ・家庭、地域、学校の三者が連携し地域全体で子どもの育成を推進

【学校が共通に取り組む目標】

◎ コミュニティ・スクールでの小中や家庭・地域との連携・協働をすすめたり、学校広報の充実をめめたりして、教職員がより信頼される存在になるように努めます。



○各校の重点的取組
〔小中の連携〕
・ 中学教師による小学校訪問授業
・ 小中合同研修会の実施 等
〔家庭・地域との連携・協働〕
・ 学校運営協議会の充実
・ 地域人材の活用

○各校の重点的取組
〔学校広報の充実〕
・ ウェブサイトの充実
・ ブログ記事の充実
・ 各種たよりの充実 等

視点③ 特色ある学校づくりをすすめます。

- ・ 創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開します。
- ・ 地域の人々に学ぶ授業や地域の特色を生かした教育活動をすすめます。



【プラン実現のための施策】

- (1) 未来を拓く学校づくり（児童生徒や地域の実情に合わせ、課題への取組を推進）
＜魅力あふれる学校づくり推進事業＞
- (2) 夢を育む教育活動・豊かな心を育てる活動〔全小中学校〕
＜魅力あふれる学校づくり推進事業＞
- (3) 特別非常勤講師派遣事業

【学校が共通に取り組む目標】

◎ 児童生徒や地域の実情に合わせて、特色ある教育活動をすすめます。



○各校の重点的取組
〔地域の人々に学ぶ授業〕
・ 農業体験、栽培活動
・ 伝統芸能体験
〔異校種間の連携〕
・ 幼保、高校、特別支援学校 等

視点④ 安全・安心な学校づくりをすすめます。

- ・ 校内の安全管理体制の充実を図ります。
- ・ 家庭・地域と連携し、子どもたちの安全確保に努めます。



【プラン実現のための施策】

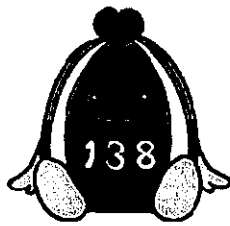
- (1) 校務主任者会、養護教諭研究会での研修
- (2) 不審者などの情報の共有化

【学校が共通に取り組む目標】

◎ 施設設備の安全管理、非常時の危機管理体制の整備に努めます。



○各校の重点的取組
〔安全・安心な学校づくり〕
・ 毎月 26 日の「事故・けがゼロの日」の安全点検
・ 大規模地震や異常気象など災害への対応
・ 学校危機管理マニュアルの充実
・ 避難訓練の実施
・ 毎月 12 日の「安全を確認する日」（家庭・地域と連携した不審者被害防止に向けた体制づくり） 等



平成 3 1 年度一宮市学校給食方針について

平成 3 1 年度一宮市学校給食方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

一宮市教育委員会
教育長 中 野 和 雄

提案理由

平成 3 1 年度一宮市学校給食方針を定めるため、本案を提出します。

平成 3 1 年 度

一 宮 市 学 校 給 食 方 針

一 宮 市 教 育 委 員 会

目 次

1	学校給食方針	1
2	給食計画	
	(1) 学校給食実施期間	1
	(2) 学校給食回数	1
	(3) 学校給食内容	2
	(4) 学校給食費	3
	(5) 学校給食調理場対象校と対象食数	4
	(6) 学校給食費徴収業務及び学校給食用物資調達業務	5
	(7) 各種業務の委託	5
	(8) 学校・家庭・地域との連携	5
	(9) 調理場施設設備・厨房機器の改善	6
	(10) セレクト給食の実施	6
	(11) 地場産物を生かした給食の実施	6
	(12) アレルギー対応	6
	(13) 食の安全対策	6
	(14) 食育の推進	7
3	給食調理施設の更新方針	7

1 学校給食方針

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた魅力ある給食を提供します。

学校給食を通じて、食に関する正しい知識や望ましい食習慣、食事マナーを身につけるとともに、正しい知識や情報に基づき、食の安全性について自ら考えようとする態度を養うなど、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送るための基礎を培います。

また、地場産物の活用や郷土料理等を取り入れた給食を実施します。

<重点目標>

- 栄養バランスのとれた魅力ある学校給食を提供し、健康の保持増進を図ります。
- 安全で、安心して食べることができる学校給食を提供します。
- 地元や近隣地域の産物を日常の献立に積極的に活用します。
- 学年に応じて、学校給食を生きた教材とした食に関する指導を行います。

2 給食計画

(1) 学校給食実施期間

小学校 平成31年4月10日から平成32年3月23日まで

中学校 平成31年4月 8日から平成32年3月23日まで

1学期 小学校 4月10日から 7月18日まで

中学校 4月 8日から 7月18日まで

2学期 9月 3日から12月20日まで

3学期 1月 8日から 3月23日まで

(2) 学校給食回数

小学校・188回 中学校・190回

〔月別内訳〕

※複数数値のあるものは小学校・中学校の順。以下、同様に読み替え

1学期	小学校・中学校	2学期	小学校・中学校	3学期	小学校・中学校
	65・67回		74回		49回
4月	13・15回	9月	18回	1月	17回
5月	19回	10月	21回	2月	18回
6月	20回	11月	20回	3月	14回
7月	13回	12月	15回		

(3) 学校給食内容

学校給食法に基づき、米飯・パン・めん、牛乳及びおかずを提供する「完全給食」を実施します。

共同調理場と単独調理場それぞれの特性を活かすため、南部及び北部学校給食共同調理場、単独調理場（小学校）、単独調理場（中学校）の3種の献立を提供します。

〔共同調理場（一宮地区）〕

① 主食

※複数数値のあるものは小学校・中学校の順。

ア 米飯の種類と実施回数（小学校146回・中学校148回）

白飯	112・114回	麦ごはん	16回
わかめごはん	10回	五目ごはん*	3回
玄米ごはん*	2回	五穀ごはん	1回
枝豆ごはん	1回	さつまいもごはん	1回

※ 五目ごはんは「三河赤鶏五目ごはん」、玄米ごはんは「金芽ロウカット玄米ごはん」です。

イ パンの種類と実施回数（21回）

りんごパン	5回	クロワッサン	2回
サンドイッチバンズパン	1回	米粉ロールパン	2回
クロスロールパン	3回	標準パン	1回
サンドイッチロールパン	2回	ナン	1回
小型ロールパン	1回	フォカッチャ	1回
ピタパン	2回		

ウ めんの種類と実施回数（21回）

中華めん	11回	ソフトスパゲティ式めん	5回
白玉うどん	4回	きしめん	1回

参考 1週間あたりの主食別回数

※四捨五入の関係で合計に端数が出る場合があります。

	米飯	パン	麺
小学校	3.88回	0.56回	0.56回
中学校	3.89回	0.55回	0.55回

② 牛乳

200ml 生乳（殺菌・冷却・びん詰）

③ おかず

主菜・副菜・デザート（随時）

〔単独調理場（尾西地区・木曾川地区）〕

① 主食

※複数数値のあるものは小学校・中学校の順。

ア 米飯の種類と実施回数（小学校147回・中学校149回）

白飯	121・123回	麦ごはん	21回
玄米ごはん※	3回	赤飯	1回
五穀ごはん	1回	※ 玄米ごはんは「金芽ロウカット玄米ごはん」です。	

イ パンの種類と実施回数（21回）

小型ロールパン	4回	黒ロールパン	2回
標準パン	3回	サンドイッチロールパン	2回
クロスロールパン	2回	りんごパン	2回
米粉ロールパン	1回	ロールパン	2回
サンドイッチバンズパン	1回	クロワッサン	1回
レーズンロール	1回	※玄米ごはん	

ウ めんの種類と実施回数（20回）

ソフトスパゲティ式めん	7回	中華めん	5回
白玉うどん	3回	きしめん	2回
冷やし中華	2回	冷やしうどん	1回

参考 1週間あたりの主食別回数

※四捨五入の関係で合計に端数が出る場合があります。

	米飯	パン	麺
小学校	3.91回	0.56回	0.53回
中学校	3.92回	0.55回	0.53回

② 牛乳

200ml 生乳（殺菌・冷却・びん詰）

③ おかず

主菜・副菜・デザート（随時）

(4) 学校給食費

小学校 日額 250円

中学校 日額 285円

(5) 学校給食調理場対象校と対象食数

① 共同調理場

(平成31年4月見込み)

調理場別	小学校	中学校	計	対象食数
南部学校給食共同調理場	18校	8校	26校	13,258食
北部学校給食共同調理場	14校	7校	21校	12,752食
計	32校	15校	47校	26,010食

対象校

南部学校給食共同調理場			北部学校給食共同調理場		
小学校		中学校	小学校		中学校
大志小	大和西小	南部中	宮西小	北方小	北部中
向山小	萩原小	西成中	貴船小	今伊勢小	中部中
西成小	中島小	丹陽中	神山小	奥小	葉栗中
赤見小	千秋小	大和中	葉栗小	末広小	浅井中
浅野小	千秋南小	萩原中	瀬部小	今伊勢西小	北方中
丹陽小	富士小	千秋中	浅井南小	葉栗北小	今伊勢中
丹陽西小	西成東小	西成東部中	浅井北小	浅井中小	奥中
丹陽南小	大和南小	大和南中			
大和東小	千秋東小				
18校		8校	14校		7校

② 単独調理場

(平成31年4月見込み)

小学校	中学校	計	対象食数
10校	4校	14校	8,362食

対象校

小学校			中学校
起小	朝日西小	黒田小	尾西第一中
三条小	開明小	木曾川西小	尾西第二中
小信中島小	大徳小	木曾川東小	尾西第三中
朝日東小			木曾川中
10校			4校

(6) 学校給食費徴収業務及び学校給食用物資調達業務

① 共同調理場

給食費徴収業務及び給食用物資調達業務を一般財団法人一宮市学校給食会が行います。

② 単独調理場

給食費の徴収と給食用物資購入代金の支払いに関する会計業務を一般財団法人一宮市学校給食会が行います。

(7) 各種業務の委託

① 共同調理場

南部学校給食共同調理場のボイラー管理業務を民間業者に委託します。

北部学校給食共同調理場の調理業務、洗浄業務及びボイラー管理業務を民間業者に委託します。

南部及び北部学校給食共同調理場の配送業務を民間業者に委託します。

② 単独調理場

小学校9校及び中学校4校の調理業務、洗浄業務を民間業者に委託します。

(8) 学校・家庭・地域との連携

① 学校給食献立表・給食だよりの配布

栄養指導と食生活の改善のため、学校給食献立表や給食だよりを配布します。

② 学校給食試食会の開催

随時開催します。

③ 調理講習会の開催

夏休み期間中に親子料理教室を開催します。

④ 学校給食献立の募集

「あったらいいな！こんな献立」と題して学校給食献立を募集します。上位入賞者の献立は、学校給食で提供します。

⑤ 全国学校給食週間記念事業の実施

1月24日～1月30日の全国学校給食週間の期間中に、「市長・教育委員と児童の給食交歓会」事業、「給食レストラン」事業を開催します。

また、平成25年1月30日にイタリア共和国トレビーズ市と友好都市提携を結んだ記念として、1月の献立にイタリアにちなんだ学校給食を提供します。

(9) 調理場施設設備・厨房機器の改善

調理施設の老朽化が進んでいますが、現有施設をできる限り有効に活用するため、各施設の修繕工事等を実施します。主なものは、次のとおりです。

南部学校給食共同調理場

- ・プレハブ冷蔵庫用冷凍機を入れ替えます。
- ・スポットクーラーを入れ替えます。

北部学校給食共同調理場

- ・プレハブ冷蔵庫用冷凍機を入れ替えます。
- ・蒸気回転釜（6台）入れ替えます。

単独調理場

- ・朝日西小学校調理場など6校でフードスライサーを入れ替えます。
- ・起小学校調理場など8校でスポットクーラーを設置します。
- ・三条小学校調理場など3校でコンベクションオープンを入れ替えます。

(10) セレクト給食の実施

各学期にセレクト給食を実施します。

(11) 地場産物を生かした給食の実施

地元や近隣地域の産物を日常の献立に積極的に活用します。

地元農産物を活用するため、「一宮を食べる学校給食の日」を実施します。

愛知県が主催する「愛知を食べる学校給食の日」を実施します。

(12) アレルギー対応

食材に乳・卵・小麦・えび・かに・そば・落花生を含まない（調味料には乳・卵・小麦・えび・かにを含むことがある）献立を週1回提供します。

(13) 食の安全対策

食に対する不信や不安に対応するため、物資選定の際に原産地や製造場所などの確認を行い、安心して食べられる給食を提供します。

食品などの自主検査、薬剤師会による衛生検査及び一宮保健所による食品衛生監視を実施するとともに、調理従事者の研修会を開催して衛生管理意識の高揚に努めます。

平成24年10月29日より、給食食材放射能検査を「地方自治体の検査計画について（平成24年3月12日厚生労働省）」に基づく対象17都県で生産された青果物等及び国内産きのこ類を対象にして実施し、市ホームページにて公表します。

(14) 食育の推進

食に関する正しい知識やその大切さを指導することで望ましい食習慣が身につくように、栄養教諭・学校栄養職員等により食育指導を実施します。

2年生・・・「朝ごはんをしっかりと食べよう」

3年生・・・「すききらいなく なんでも食べよう」

5年生・・・「ほねをじょうぶにする食生活にしよう」

3 給食調理施設の更新方針

既存の共同調理場及び単独調理場の老朽化が進んでいますので、給食調理施設の更新は喫緊の課題となっています。どのような給食提供方式を採用する場合でも、給食調理施設の更新には一定の期間を要します。まずは「一宮市学校給食調理場整備基本構想（平成29年3月策定）」等により、方針が定まった共同調理場から更新を進めます。

平成31年度一宮市社会教育方針について

平成31年度一宮市社会教育方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成31年2月22日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

平成31年度一宮市社会教育方針を定めるため、本案を提出します。

平成 31 年度

一 宮 市 社 会 教 育 方 針

一 宮 市 教 育 委 員 会

経済情勢の混迷が長引く中で、産業構造の変化がもたらした雇用環境の変化や就業形態の多様化は、少子・高齢化の進展による人口構造の変化とともに急速な社会構造の変革を促した。

また、近年の情報通信分野を中心としためざましい技術革新は、機器の普及とあいまって情報化の急速な進展を推し進め、人々のライフスタイルのみならず個人の価値観に対しても大きな変化をもたらそうとしている。

一方で、生活水準の向上、価値観の多様化、平均寿命の伸長による余暇時間の増大等にもなつて、心豊かでゆとりのある生活を求める志向が高まりを見せている。

このため、人々が生きがいを求めて充実した人生を送るための生涯学習の推進と、個々の能力を発揮することのできる社会環境の整備が求められている。

本市社会教育行政は、生涯学習推進の中軸として、あらゆるライフステージに応じた学習内容の提供につとめ、施設の整備、生涯学習関連事業の緊密化を図るネットワークの構築を目指すとともに、学校・家庭・地域との連携・協働によるひとづくり・地域づくりを進めるため、次の目標を定め、諸活動を展開する。

重 点 目 標

- 1 一人ひとりの生涯学習を大切にすまちづくり
- 2 やすらぎとぬくもりにあふれた魅力ある地域づくり
- 3 個人の能力が生かせる男女共同参画社会づくり
- 4 思いやりと強いきずなで結ばれた温かい家庭づくり
- 5 自然と芸術・文化に親しむ心豊かな人づくり

事業計画

1 成人教育

余暇時間の増加や少子・高齢化の進展、産業構造や雇用環境の急速な変化、また、情報化や国際化等の社会情勢の変化により、新たな学習需要が生まれ多様化するなかで市民の学習意欲は高まりをみせている。

こうした状況に対応するため、的確な情報収集を行い、時代に即した学習機会の提供を念頭に、次の諸活動を展開する。

- (1) 学習活動の推進
 - ① 成人教養講座
 - ② 市民大学公開講座
 - ③ 女性講座
- (2) グループ・団体の育成
 - ① 一宮市小中学校PTA連絡協議会及び母親代表会の育成
 - ② PTA活動、成人グループ及びサークル等自主的な活動の奨励
 - ③ 一宮市地域女性団体連絡会及び地域女性団体の育成
 - ④ 一宮市女性グループ連絡会及び各種女性グループの育成
- (3) 指導者層の拡充
講師依頼実績の調査・把握
- (4) 女性活動支援事業
いちのみや女性講演会
- (5) その他
自主的な活動の奨励及び学習資料の提供

2 家庭教育

家庭教育機能の低下が問われている今日、家庭における家族一人ひとりの果たす役割は極めて重要である。そこで、家庭教育基盤の回復を図るため、思いやりと強いきずなで結ばれた温かい家庭の確立、そしてその輪を地域社会に大きく広げていくことをめざし、次の諸活動を展開する。

- (1) 家庭教育推進協議会の開催
- (2) 家庭教育支援ボランティアの養成
家庭教育支援ボランティア養成講座の開催
- (3) 学習活動の推進
 - ① 家庭教育推進事業
赤ちゃんセミナー、幼児期家庭教育セミナー、
小中学生をもつ保護者のための家庭教育セミナー

- ② 家庭教育支援事業
フレッシュママ交流会、フレママひろば、ステップアップママひろば、
ぴよぴよらんど

3 青少年教育

青少年期は心身の成長発達、人格形成のうえから極めて重要な時期といえる。また、昨今の不安定な社会情勢のなかで、次代を担う青少年には大きな期待が寄せられている。こうした背景を踏まえ、体験学習や実践活動を通して人間性や社会性を養い、豊かな創造力とたくましい行動力、自主・自立と公共の精神に満ちた思いやりの心あふれる青少年の育成のために、関係各機関との連携を密に、次の諸活動を展開する。

- (1) 青少年の学習活動
 - ① 青年文化教室
 - ② 子ども教室
子どもわくわく学習会、ジュニア教室、キッズチャレンジ
- (2) 自主的な青少年活動の育成・支援
 - ① 青少年グループの育成・支援
 - ② 青年のつどい
- (3) 放課後等の学習・体験活動支援
 - ① 放課後子ども教室事業
 - ② 施設開放事業
 - ③ 地域学校外活動推進事業
 - ④ 子ども情報紙「キッズ i」の発行

4 文化・レクリエーション活動

市民生活にインターネットなどが普及し、様々な情報を容易に手に入れることができる現代、人と人とが直接向き合う場は年々減ってきている。

このような世情のなかで、自らが興味を持って積極的に活動できる文化・レクリエーション活動を奨励し、振興を図っていくことは、文化面のみならず、人的交流を通じた個性あふれる魅力ある地域づくりといった面からも重要となっている。

現代社会における市民の高い学習意欲に応えるべく優れた芸術文化や伝統芸能などを鑑賞する機会・情報を提供するとともに、文化・レクリエーションに関する学習、発表などの活動を促進するために、次の諸活動を展開する。

- (1) 文化・レクリエーション活動の奨励
 - ① 一宮市美術展
 - ② 愛知県文化協会連合会事業への参加奨励

- (2) 学習活動の推進
 - ① 市民美術教室
 - ② 各種の文化教室
 - ③ 各種のレクリエーション教室
- (3) 文化活動事業・レクリエーション事業の委託
 - ① 文化活動事業
 - [一宮市芸術文化協会へ委託]
 - 一宮市芸術祭、美術展覧会、文化講演会、民俗芸能のつどい、各種教室及び講習会、市民文芸集の発行、文化情報紙の発行等
 - ② レクリエーション事業
 - [一宮市レクリエーション協会へ委託]
 - 一宮市レクリエーション大会、種目別大会、展示発表会、各種教室、レクリエーション指導者養成講座
- (4) 団体の育成
 - ① 一宮市芸術文化協会の組織の充実
 - ② 一宮市レクリエーション協会の組織の充実

5 国際理解の促進

地球規模での人・物・情報の交流が活発化する中で、「国籍などの異なる人々が互いの文化や価値観を理解しながら多文化が共生する地域づくり」の重要性は益々高まっている。こうした情勢の中、市民と在住外国人の相互理解の促進を図るため、次の諸活動を展開する。

- (1) 国際交流員の小中学校等への派遣
 - 海外から招致した国際交流員を小中学校などに派遣し、国際理解・国際交流活動を推進する。
- (2) 国際理解・国際化のための事業の推進（一宮市国際交流協会との共催）
 - ① 交流事業
 - 国際交流市民フェスタ、スポーツ交流事業、ホームステイ事業、小さな交流事業、フレンドシップ継承異文化交流事業
 - ② 研修事業
 - 国際理解セミナー、国際交流員及び外国人講師等による国際理解セミナー、国際交流ボランティア育成セミナー、国際理解ワークショップ、外国絵本の読み聞かせ、国際理解講座の講師情報提供
 - ③ 啓発・普及・多文化共生事業
 - 親善ボランティア育成、協会広報事業、国際交流推進事業費補助金、日本語教室及び放課後学習支援教室、外国人相談・支援事業、外国人への情報提供、外国人生活安全教室、名義後援
 - ④ 団体の育成
 - 一宮市国際交流協会組織の充実（補助金の交付）

6 公民館活動

公民館は地域の社会教育を中心とした生涯学習等の拠点である。そのため、地域の社会教育や生涯学習活動を進める機会と場を提供する。

また、時代に合った地域での生涯学習活動を活発にするため、以下の事業を実施する。

- (1) 公民館活動の充実
 - ① 公民館長会の開催
 - ② 指導者層の拡充
 - ア 公民館長の研修会
 - イ 公民館役員研修会
 - ウ 公民館主事の資質向上
 - ③ 公民館運営審議会
 - ア 公民館運営審議会の開催
 - イ 公民館運営審議会委員の研修会
- (2) 中央公民館事業
 - ① 地区公民館相互の連携調整に関する事業
- (3) 地区公民館事業
 - ① 地区公民館事業
 - ア 魅力ある地域づくり事業
まちづくり、世代間交流、地域の歴史・文化、コミュニティづくり、ボランティア活動に関する各事業
 - イ 家庭・青少年学習事業
青少年対象の体験活動・ボランティア体験、親子で参加できるふれあい活動、その他青少年や家庭教育に関する各事業
 - ウ 成人・高齢者学習事業
成人・高齢者対象の教養講座、趣味教室、専門講座、講演会、その他の学習活動
 - エ 女性学習事業
女性対象の教養講座、趣味教室、専門講座、講演会、その他の学習活動
 - オ 学習発表会事業
作品発表会（文化祭、作品展等）、芸能発表会（芸能祭等）、公民館まつり等
 - カ 体育レクリエーション事業
地区運動会または地区体育祭、生涯スポーツ活動、レクリエーション活動、その他の学習活動
 - ② グループ活動の奨励
 - ア グループの育成
 - イ グループ活動のための指導助言
 - ウ グループ活動への情報収集と提供
 - ③ 施設・設備の整備充実

7 生涯学習センター事業

生涯学習の拠点として市民の多様な学習ニーズに対応する場及び機会の提供を図るため次の諸活動を展開する。

- (1) 尾西生涯学習センター
 - ① 講座の開催
実務講座、教養講座、生活講座、趣味講座
 - ② 施設・設備の維持管理
- (2) 尾西南部生涯学習センター
 - ① 講座の開催
実務講座、教養講座、生活講座、趣味講座、健康講座
 - ② 施設・設備の維持管理
- (3) 大和生涯学習センター
 - ① 施設・設備の維持管理
平成31年10月末日で閉館

8 社会教育推進体制の充実

社会教育に関する各種施策の充実を図り、総合的かつ効果的に展開していくため、社会教育委員で構成される、教育委員会の諮問機関を設置するとともに、職員の資質向上に向け次の諸活動を展開する。

- (1) 社会教育審議会の開催
- (2) 社会教育委員の研修と調査研究の支援
- (3) 職員の資質向上
専門的知識・技術の習得と自己啓発

9 その他

社会教育の充実を図るため、次の諸活動を展開する。

- (1) 社会教育関係資料の収集と提供
- (2) 自発的な各種活動への後援
- (3) 学校教育、地域その他の関係機関との連携・協働
- (4) 学習成果を生かす機会の充実
- (5) 生涯学習バス活用による社会教育活動の支援

第13号議案

平成31年度一宮市スポーツ振興方針について

平成31年度一宮市スポーツ振興方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成31年2月22日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

平成31年度一宮市スポーツ振興方針を定めるため、本案を提出します。

平成31年度

一宮市スポーツ振興方針

一宮市教育委員会

「スポーツで つむ えがお けんこう 紡ぐ笑顔と健康を」を基本理念に、市民の誰もが新しいスポーツライフを創造でき、それぞれの目的に応じてスポーツにかかわり健康的で生きがいをもって参加できるスポーツ環境づくりを推進する。

この実現に向けて「**するスポーツの推進**」「**みるスポーツの推進**」「**ささえるスポーツの推進**」を視点に、スポーツ振興施策全体を総合的に捉え、スポーツの基盤整備に努め、市民ニーズを的確に把握しながら必要とされる情報の発信と地域の特性に応じたきめ細やかな施策の推進を図る。

重 点 目 標

「一宮市スポーツ振興計画」を基に、誰もが、いつでも、どこでも、目的に応じてスポーツに取り組むことができるように、三つの視点よりスポーツを行う機会の拡充や環境の整備などに努める。

【するスポーツ】

- ・誰もが気軽に生涯スポーツや競技スポーツへ参加することができる機会の充実を図るとともに、スポーツ施設の効率的な運用による利便性の向上に努める。

【みるスポーツ】

- ・スポーツ観戦の場を提供するため、トップレベルの大会の誘致を進め、各種スポーツ大会の開催等について広く情報提供に努める。

【ささえるスポーツ】

- ・各種スポーツ団体の育成・支援をはじめ、専門的な知識と技能が必要とされるスポーツ指導者と審判員の育成と資質向上に努める。

事業計画

1 生涯スポーツの推進

(1) 参加しやすいスポーツ教室の推進

① 自主運営によるスポーツ教室の支援

スポーツ団体などが自主運営により開催しているスポーツ教室に対する助成などの支援を行う。

② 活動記録カードの活用

個々のスポーツ活動を振り返ることができる「138チャレンジカード」を配布し、活用を促進する。

(2) 地域スポーツの推進

① 地区スポーツ教室の開催

スポーツ推進委員連絡協議会と連携を図り、身近な地域で気軽にできるニュースポーツなどのスポーツ教室を市内23連区で開催する。

② 出前講座での対応

ニュースポーツの紹介や体験など、出前講座要請に応じて職員を派遣し、地域スポーツの推進を図る。

(3) 健康・体力づくりの推進

① 地域のラジオ体操の推進

ラジオ体操カードを配布し、地域でのラジオ体操活動を推進する。

② トレーニングルームの利用促進

公共スポーツ施設にあるトレーニングルームの利用促進を図る。

③ 健康ウォーキングの推進

ウォーキング講習会を開催し、ウォーキング活動を奨励する。

(4) スポーツ施設の利便性の維持・向上

スポーツ施設の整備や改修を図り、スポーツ施設の利便性の維持・向上を図る。

・旧産業体育館跡地に「いちのみや中央プラザ体育館」を開館する。

(平成31年10月開館予定)

(5) 子どものスポーツ活動の推進

① スポーツ少年団の育成・支援

小学生を対象に運動することの楽しさ、喜びを伝え、日常的にスポーツに親しみ、中学校の部活動やハイレベルな競技クラブへの橋渡しと、本人が希望すれば中高校生になってもスポーツ活動を継続することができる環境をつくるため、スポーツ少年団の育成と支援を図る。

② スポーツ少年フェスティバルの開催

子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくりのイベントとして、スポーツ少年

フェスティバルを開催する。

③こころのプロジェクト「夢の教室」の開催

トップアスリートやそのOB等が夢先生となり、「夢を持つこと、その夢に向かって努力することの大切さ」を、選手自身の経験談をもとに伝える「夢の教室」を開催する。

(6)地域スポーツクラブの推進

誰もが気軽にスポーツを行うことができる環境づくりを目指し、地域の実情を生かした、地域住民による自主的かつ主体的に運営される総合型地域スポーツクラブを支援する。

2 競技スポーツの推進

(1)スポーツ協会による推進

①各種補助金の交付

各競技の普及育成事業や選手強化事業、講習会開催への補助金交付を行う。

②国際・全国大会出場選手奨励事業

国際大会、全国大会に出場する選手に対し、激励金を支給する。

③スポーツ功労者顕彰事業

スポーツ振興に功労のあった者や、各種スポーツ大会で優秀な成績を収めた者を表彰する。

(2)県内市町村対抗競技会への派遣、参加

①愛知スポーツ・レクリエーションフェスティバル（各種競技団体）

西尾張大会、県大会

②愛知県スポーツ少年大会への派遣（スポーツ少年団）

西尾張大会、県大会

③愛知駅伝への参加（市）

選考会、強化練習会、試走会を開催し、大会での上位入賞を目指す。

3 プログラムの拡充

(1)市民大会の実施

①一宮市スポーツ協会に委託し、加盟する35競技団体の市民大会を実施する。

②競技団体に対して障害のある人の参加について可能な限り配慮するよう依頼する。

(2)誰もが参加できるスポーツ大会等の開催

①オープン大会・イベントの開催

スポーツ団体への所属、障害の有無、年齢を問わず、誰でも参加できるスポーツイベントを開催する。

- ・いちのみやタワーパークマラソン
- ・ニューススポーツフェスティバル

(3)大規模大会開催に伴う関連イベント等の開催

ラグビーワールドカップ2019公認チームキャンプ地として、交流イベントを開催する。

4 各種スポーツ大会などの観戦推進

各種スポーツ大会などの観戦の場の提供

- ①オリンピック種目である7人制ラグビーフットボールの「関西・一宮セブンズ」を開催する。
- ②トップレベルの大会の誘致
総合体育館を中心としたトップレベルの大会を誘致する。
- ③広域スポーツ大会運営補助金の交付
市民が高いレベルの競技を観戦する機会として、一宮市で行われる全国規模または国際規模の広域スポーツ大会に要する経費に対し、大会支援のための補助金を交付する。
- ④スポーツ観戦情報の提供
市広報、市及びスポーツ協会ウェブサイトなどに、総合体育館などでのスポーツイベントやスポーツ協会加盟団体の活動を掲載し、情報の周知を図る。

5 指導者の確保

人材の発掘・育成

- ①スポーツ推進委員の研修の支援
地域スポーツ振興を担うスポーツ推進委員の知識・技術の向上を図るため、研修会の開催や全国・東海四県・愛知県・西尾張の研修会へ派遣する。
- ②指導者講習会等の開催の支援
競技ごとの指導者・審判員養成を図るため、スポーツ団体が行う講習会を支援する。

6 情報提供の充実

(1)スポーツ協会ウェブサイトの改修

- ①情報量を増加させる。
- ②加盟団体等のウェブサイトへリンクを張り、利便性を向上させる。

(2)各種スポーツ関連催事の情報提供

- ①スポーツ協会加盟団体が実施する各年齢層を対象とした教室、大会の情報提供を

する。

- ・市及びスポーツ協会ウェブサイト、市広報等
- ②スポーツ推進委員が実施するニュースポーツを中心とした地区スポーツ教室等の開催情報を提供する。
 - ・市ウェブサイト等

(3) スポーツ施設に関する情報提供

- ①施設の内容、利用方法、予約システムの登録等の情報提供
 - ・市ウェブサイト、「一宮市スポーツ施設予約システムのご案内」（紙媒体）
- ②施設の利用状況（空き状況）の情報提供
 - ・予約システム（ウェブサイト）

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成31年2月22日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
適当と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
54	一般財団法人 総合初等教育 研究所 理事長 みずたに くにてる 水谷 邦照	第27回授業実践 フォーラム	・小学校での指導や評価について考え、課題解決を図るための研究会 ・参加者:全国の小学校教育関係者300名	平成31年 6月8日(土) 9:30~16:45	不二羽島文化 センター	有料 2,500円	(4) (6)
55	一般社会法人 一宮市歯科医師 会 会長 うえむら せいいちろう 上村 誠一郎	歯と口の健康週間 ポスター	・歯と口の衛生週間(6月4日~10日)にちなんだポスターの募集及び表彰 ・参加者数(見込):一宮市立小中学校の児童生徒900名	・募集期間: 平成31年 4月1日(月) ~5月8日(水) ・表彰式: 平成31年 6月2日(日)	・表彰式: 一宮市医師会 館	無料	(4) (6)
56	TOSS瑞徳 代表 おぎの たまみ 荻野 珠美	第7回TOSS全国 教え方セミナーin愛 知	・新学期準備としておくべきことについて、学級経営と授業作りの具体的な事例を、講座形式で紹介する。 ・参加者:教職員・大学生30名	平成31年 3月30日(土) 14:20~19:35	稲沢勤労福祉 会館	有料 1,000円	(6)
57	いちのみやリバー サイドフェスティバ ル運営協議会 事務局長 公園緑地課長 かつの なおき 勝野 直樹	「いちのみやリ バーサイドフェス ティバルを描こう」 写生画コンクール	・いちのみやリバーサイドフェスティバル会場内での写生画コンクール ・7月上旬に表彰式予定 ・参加者:幼稚園児、保育園児、 小中学生100名	平成31年 5月3日(金) ~5月5日(日) 9:30~17:00	国営木曾三川 公園三派川地 区センター(138 タワーパーク)	無料 ※画用紙 が必要な 場合は、1 枚30円で 販売	(1) (6)
58	公益社団法人 一宮青年会議所 理事長 まの なおと 眞野 尚人	公益社団法人一 宮青年会議所4月 公開例会 平成から次代へ ~新たな時代へ 夢を描こう~	・自己分析のワークを通して、改めて自分を知る。そして、これから自分が何を目指し生きていくのかという、夢や目標を楽しく描く。(ビジョンクリアマップの制作) ・参加者:平成31年度小学5~ 中学1年生、保護者 合計35組(70名)	平成31年 4月27日(土) 14:00~17:00	アイプラサ'一宮	1組3,000 円	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
67	第51回全国保育 団体合同研究集 会実行委員会 実行委員長 望月 彰	第51回全国保 育団体合同研 究集会	基調フォーラム、文 化企画、分科会、 基礎講座、市民子 育て講座、記念講 演等	8月3日(土) ～ 8月5日(月)	ポートメッセ 名古屋、金城 学院大学	有料 3日券 9,700円 1日券 4,000円	(6)
68	医療法人 山下病院 院長 片山 信 主催(共催) 医療法人山下病院 及び 一般社団法人 一宮市医師会	第19回消化器病 市民公開講座	がんの早期発見・早期 治療の必要性や健康 づくりを推進するた めの講演会	3月9日(土)	一宮市民会館	無料	(6)
69	一宮書道連盟 会長 田代 春苑	おりもの感謝祭一宮 七夕まつり 第47回 学生書道展、第26 回選友作品展	書作品の展示	7月13日(土)・ 7月14日(日)	一宮スポーツ 文化センター	無料	(6)
70	ペップダンススタジ オ 代表 中島 舞美	第5回ペップダン ススタジオ発表会	ダンスの発表会	8月18日(日)	名古屋文理 大学文化フォー ラム	有料 1,000円	(6)
71	一宮音楽家協会 会長 久野 以早夫	第37回 一宮音楽家協会 サロンコンサート	歌とピアノ等の演奏会	5月12日(日)	一宮スポーツ 文化センター	無料	(3) (6)
72	株式会社 平安閣 代表取締役 土田 誠樹	「ありがとうを贈ろ う。」キャンペーン	「ありがとう」に関する メッセージを募集し、 その中から選出した 100作品ほどを掲載し た「ありがとうの本」を 制作。名古屋市・一宮 市などの小学6年生お よび希望者に配布。	5月1日(水・祝) ～ 8月31日(土) (募集期間)	—	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
73	第25回尾張南部平和美術展実行委員会 実行委員長 ますや たかし 増谷 隆	第25回尾張南部平和美術展	絵画・写真・書・絵手紙等の展示	7月23日(火) ～ 7月28日(日)	稲沢市荻須記念美術館	無料	(6)
74	一宮謡曲同好会 常任理事 かとう としお 加藤 寿夫	春季謡曲大会	謡曲発表会	4月21日(日)	尾西生涯学習センター	無料	(6)
75	一宮太鼓保存会 会長 きとう やえこ 佐藤 八重子	一宮太鼓保存会45周年 春明太鼓保存会30周年 記念演奏会	太鼓の演奏会	11月10日(日)	尾西グリーンプラザ	無料	(7)
76	特定非営利活動法人 日本次世代育成支援協会 代表理事 わしづ ひでき 鷲津 秀樹	ネット・スマホ・ゲーム依存の予防と対処	ネット・スマホ・ゲーム等の依存症について予防や対処法などの解説	5月12日(日)	一宮市市民活動支援センター	有料 500円	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
37	一宮軟式野球 連盟 会長 とりこえ 鳥越 りか 豊	第36回中部日本 早起き野球大会 一宮大会	愛知県、岐阜県、 静岡県、長野県、 新潟県、富山県の 代表チーム計 16 チームが集合しト ーナメント大会	平成 31 年 5 月 25 日(土) ～5 月 26 日 (日)	平島公園野 球場他	1 チーム 20,000 円	(7)
38	特定非営利活 動法人 大心 館 理事長 なげはら ともじ 竹畑 友二	一宮市青少年女 空手道大会	幼稚園・保育園、 小中学生、高校生、 大学生、一般を対 象に学年、年齢、 男女別にクラス分 けをし、個人戦の トーナメント方式	平成 31 年 5 月 19 日(日)	一宮市総合 体育館	1 人 5,000 円	(4) (6)
39	一宮市家庭婦 人バレーポー ル連絡協議会 会長 おおくぼ ふみこ 大窪 文子	健康と体力づく り第 45 回ママさ んバレーボール 大会	市内在住の家庭婦 人を対象に、変則 リーグ戦による家 庭婦人バレーポー ル大会	平成 31 年 5 月 5 日(日) ・5 月 19 日 (日)	神山小学校 中部中学校	1 チーム 2,000 円	(3) (6)